

西ノ島町し尿処理施設の指定管理者募集要項

西ノ島町し尿処理施設の指定管理者について、「西ノ島町し尿処理施設の設置及び管理に関する条例」第6条の規定に基づき募集します。

1. 対象施設の概要

- (1) 名 称 西ノ島町汚泥再生処理センター「びわ苑」
- (2) 所 在 地 島根県隠岐郡西ノ島町大字別府365番地2
- (3) 施設の概要 別紙「西ノ島町し尿処理施設指定管理者仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

2. 応募資格

次の条件を満たすものであること。

- (1) 団体であること(法人格の有無は問わない)
- (2) 団体の代表者が、西ノ島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年規則第9号。以下「規則」という。)第2条第1項第1号から第7号に掲げる各号に該当しないこと。
- (3) 施設の維持管理に経験と実績を有するもの。

※浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式によるし尿処理施設の運転管理に実績を有するもの。

3. 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

次の要件を満たすものであること。

- (1) 管理の基準
 - ◇地方自治法、西ノ島町し尿処理施設の設置及び管理に関する条例(昭和62年条例第27号)、その他関係法令等を遵守すること。
 - ◇施設の運転及び維持管理を適切に行うこと。
- (2) 業務の範囲
 - ◇施設の運転及び維持管理に関する業務。

※管理の基準・業務の範囲に関する細目的事項は、別紙仕様書のとおりとします。

4. 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは取り消すことがあります。

5. 申請の手続

指定管理者の指定を受けようとする場合には、西ノ島町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成17年西ノ島町条例第29号)第3条及び同施行規則(平成17年規則第9号)第3条に定める書類を提出してください。なお、必要と認める場合は追加資料を求めることがあります。

(1) 提出書類

- ①公の施設に係る指定管理者申込書(様式第1号)

- ②申込資格申立書（様式第2号）
- ③定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては会則等）
- ④当該団体の経営状況を説明する書類
- ⑤当該団体の業務内容を説明する書類
- ⑥当該団体の前事業年度の貸借対照表（法人以外の団体にあつては収支決算書等）
- ⑦国税及び地方税の納税証明書（募集要項配布開始日以降に交付されたもの）
- ⑧西ノ島町し尿処理施設管理運営事業提案書及び事業計画・維持管理に係る収支計画書（様式は特に定めませんので、申請者で作成して下さい。）
- ⑨職員配置計画書
- ⑩既存受託事業概要書

（2）提出先

住 所 〒684-0303 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田600番地4
担 当 部 署 西ノ島町長 坂栄 一秀（所管：西ノ島町環境整備課）
電 話 番 号 08514-6-1748（直通）
FAX番号 08514-6-0186

（3）提出方法

持参又は郵送とします。（郵送の場合は、書留郵便により期限までに必着のこと）

（4）提出期間

令和8年9月14日（月）から令和8年10月14日（水）午後5時まで

6. 申請の留意事項

- （1）申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。
- （2）提出書類はお返しできません。なお、提出書類は庁内の検討資料に限って使用します。
- （3）審査委員会の選定結果に異議の申し立てはできません。
- （4）提出された書類は情報公開の請求により、開示することがあります。

7. 指定管理料

- （1）管理に要する費用は以下のとおりとします。

令和 9年度 27,096,000円以内

令和10年度 27,096,000円以内

令和11年度 27,096,000円以内

（各年度消費税及び地方消費税抜き）

- （2）指定管理料は会計年度ごとに、協定書に定める方法により支払います。

8. 指定管理者の選定等について

（1）選定方法

西ノ島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成30年条例第8号）第4条に規定する選定方法に基づき、次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

（2）選定基準

- ①施設の管理を行うにあたり、地域住民に理解されるような管理ができること。
- ②事業計画書の内容が、施設の適切な運転及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③事業計画書の内容に沿った施設の管理を、安定して行う能力を有すること。
- ④施設の設置目的を達成するため、十分な能力を有していること。

⑤その他町長等が別に定める事項

(3) 選定結果

選定結果については、令和8年11月末までに申請者すべてに文書で通知します。

9. 指定管理者の指定及び協定

指定管理者の指定は、令和8年12月議会の議決を経て行います。指定管理者の指定後、指定管理業務の詳細について協議のうえ、協定を締結します。

ただし、指定管理者の候補者が協定締結までに次の事項に該当するに至ったときは、選定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

※著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

10. 質問事項の受付

この要項に関する質疑回答は、下記により行います。

(1) 受付期間 令和8年9月14日(月)～令和8年10月7日(水)
(午前9時から午後5時まで)

(2) 受付方法 別添質疑書により、下記問合せ先にFAX又はメールで提出してください。

11. 問合せ先

住 所	〒684-0303 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田600番地4
担 当 部 署	西ノ島町 環境整備課
電 話 番 号	08514-6-1748 (直通)
FAX番号	08514-6-0186
ア ド レ ス	kusakari-yoshikazu@town.nishinoshima.shimane.jp

年 月 日

様

法人・団体名
法人・団体住所
代 表 者 名
印

公の施設に係る指定管理者申込書

下記のとおり、公の施設に係る指定管理者について申込書を提出します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	

2 添付書類
条例第3条に定める書類一式

年 月 日

様

法人・団体名
法人・団体住所
代表者名

印

申 立 書

公の施設に係る指定管理者の申込資格について、下記のとおり申し立てます。

記

☐ 以下の事項のいずれにも該当しない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (2) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

☐ 国税及び地方税の納税義務がない。
(理由)

※該当する項目にレ点を記入すること。

令和 年 月 日

質 疑 書

西ノ島町長 様

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

担当者氏名 _____

(電 話 : _____)

(F A X : _____)

(施設名 : _____)

質 問 事 項	具 体 的 な 内 容